

柏崎あい・あーるエナジー株式会社に係る役員選任の経緯について

電源エネルギー戦略室

1 役員選任の経緯

柏崎あい・あーるエナジー株式会社は、市の再エネ政策を市とともに実現する会社であるため、会社の方向性の舵取りを行う適任者として櫻井市長が代表取締役に承認された。一方で、市長は電力取引等の事業運営に関する知見に乏しいため、電力取引の事業に関する代表者として、パシフィックパワー株式会社の取締役である大野氏が代表取締役に承認された。

また、出資者のうち、会社に対して市の政策意向を実務的に反映させる目的で西巻副市長が承認され、さらに市とパシフィックパワー株式会社以外の考えを経営に反映させるため、事業参画に強い意向を持つ株式会社 INPEX から戸出氏（後に社内人事異動による選任者変更の申出を受け山本氏を承認）が取締役に承認された。あわせて監査役については、地域事業者の視点で事業内容を俯瞰できる北陸ガス株式会社柏崎支社の唐橋氏が適任であるとして承認された。

この役員体制決定を受け、電力取引の事業に係る契約等の行為は、代表取締役の大野氏を代表者に行い、他の契約行為等は代表取締役社長の櫻井氏を代表者として行うと整理した。

2 兼業禁止について

地方自治法第142条及び地方自治法施行令第122条により、市長が市の事業を請け負う法人の取締役等になることを禁じているが、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人は適用を除外するとされている。また、特別職である副市長においては、地方自治法第166条第2項により市長における兼業禁止の規定及び適用除外の規定を準用するとされ、市職員は地方公務員法第38条で兼業を制限されている。これらを受け、以下のとおり整理している。

- ①柏崎あい・あーるエナジー株式会社は市が67.66%を出資する会社であるため、市長の取締役就任は問題がないと考えている。
- ②市長と同様の事由により副市長の取締役就任は問題がないと考えている。
- ③市職員は地方公務員として営利企業の従事を禁止されているため、会社の任に就かない。

3 利益相反について

利益相反行為については、民法第108条により自己契約及び双方代理、代理人と本人との利益に相反する行為は無権代理とみなすとされている。このうち双方代理については、地方公共団体や株式会社が行う契約行為でも起こり得るため、市は、市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則第2条第2項第3号において、双方代理に抵触する契約行為に関する市長権限を副市長に委任すると定め、双方代理による契約を行わないこととしている。

一方、柏崎あい・あーるエナジー株式会社では、共同代表であることや市の権限委任により、双方代理による契約を行うことはないが、市やパシフィックパワー株式会社から取締役を受け入れているため、取締役との利益相反行為を制限する会社法第356条の規定に抵触する。このため、同法に定める株主総会における承認を得ることで、問題なく契約を締結することとしている。

市の再エネ政策を市とともに実現する柏崎あい・あーるエナジー株式会社においては、市や株主事業者との取引において利益相反と解される場合が想定されるが、法に基づく契約や対応を行

うこととしており、顧問弁護士にも問題のない行為との見解を確認している。